

ごみの正しい出し方

燃えるごみ	<p>燃えるごみ (台所ごみ・紙くず・革製品・布類など)</p> <p>西白河地方衛生処理一部事務組合 白河市・矢吹町・西郷村・表郷村 泉崎村・東 村・中島村・大信村 「分別排出に、ご協力を」</p>	<p>●台所ごみ・紙くず・木くず・革製品・布類などの燃えるごみ</p> 	<p>●植木の剪定枝、木材等で指定袋に入らないものは、自己搬入となりますので、計量所で料金をお支払いください。</p>
燃えないごみ	<p>燃えないごみ (せともの・ガラス・コップ・電球・焼却灰など)</p> <p>西白河地方衛生処理一部事務組合 白河市・矢吹町・西郷村・表郷村 泉崎村・東 村・中島村・大信村 「分別排出に、ご協力を」</p>	<p>●陶器(茶わん、皿)・コップ・ガラス・傘・電球・焼却灰などの燃えないごみ</p> 	<p>●蛍光管・電球等は危ないので割らずに出してください。 ●割れたガラス・針・刃物などは、缶に入れ、「キケン」と表示してください。</p>
可燃性資源ごみ	<p>●新聞・雑誌・ダンボール、牛乳・ジュースなどの紙パック</p> 		<p>●新聞・雑誌は、30cm程度の厚さにしヒモで十字に縛って出してください。 ●紙パックは、開いて中を水洗いし、乾燥させてから出してください。 ●ダンボールは、60cm以内にたたんで10cm程度の厚さにし、2カ所以上ヒモで縛って出してください。</p>
かん類・金属類 【資源ごみ】	<p>かん類・金属類 (ドリンク類・酒類などのスチール缶・アルミ缶) (アルミ・銅・ステンレスを含む金属類)</p> <p>西白河地方衛生処理一部事務組合 白河市・矢吹町・西郷村・表郷村 泉崎村・東 村・中島村・大信村 「分別排出に、ご協力を」</p>	<p>●ドリンク類・酒類などのスチール缶・アルミ缶、アルミ・銅・ステンレスを含む金属類</p> 	<p>●金属にビニール製品等金属以外のものが付いている場合は、燃えないごみとして出してください。 資源ごみとして出せるものは、金属のみのもです。 ●かん類は、中を水洗いしてから出してください。</p>
びん類 【資源ごみ】	<p>びん類 (ドリンク類・酒類などの空きびん)</p> <p>西白河地方衛生処理一部事務組合 白河市・矢吹町・西郷村・表郷村 泉崎村・東 村・中島村・大信村 「分別排出に、ご協力を」</p>	<p>●ドリンク類・酒類などの空きびん</p> 	<p>●キャップやふたは、必ず取って中を水洗いしてから出してください。 ●化粧品のびんや陶器類は、資源物になりませんので、燃えないごみとして出してください。</p>
ペットボトル 【資源ごみ】	<p>ペットボトル (ドリンク類・酒類・醤油のペットボトル)</p> <p>西白河地方衛生処理一部事務組合 白河市・矢吹町・西郷村・表郷村 泉崎村・東 村・中島村・大信村 「分別排出に、ご協力を」</p>	<p>●ドリンク類・酒類・醤油のペットボトル</p> 	<p>●飲料、酒類、醤油の容器として使われたもので、左図のような材質表示マークが付いているものに限り出してください。 ●排出日は、資源ごみの指定日です。</p>
粗大ごみ	<p>●テレビ・洗濯機・冷蔵庫・タイヤ・エアコン・タンス・机・ベッドなど</p> 		<p>●ガステーブル、小型のテレビなどで袋に入るものは、燃えないごみの指定袋に入れて集積所に出すことができます。</p>

分別排出は、ごみ処理の基本です。
一人ひとりがルールを守るようにお願いします。

お問い合わせは、各市町村担当課または、西白河地方衛生処理一部事務組合まで

白河市役所 生活環境課 ☎22-1111(内線2164)
矢吹町役場 保健福祉課 ☎42-2111(内線 231)
西郷村役場 住民生活課 ☎25-1111(内線 243)

表郷村役場 住民生活課 ☎32-2113(直 通)
東村役場 住民課 ☎34-2111(内線 231)
泉崎村役場 住民課 ☎53-2111(代 表)

中島村役場 環境衛生課 ☎52-3485(直 通)
大信村役場 住民課 ☎46-2114(直 通)
西白河地方衛生処理一部事務組合 ☎28-3558